

9 月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、企業が従業員等に支給する食事の課税判定についてご紹介いたします。

企業が従業員等に支給する食事は原則、経済的利益の供与として給与課税の対象となりますが、下記の 2 つの要件を満たせば給与課税されません。

食事の支給に係る非課税限度額の要件

要件① 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること

要件② 会社が負担する食事代が 1 ヶ月当たり 3,500 円以下であること

※ 消費税及び地方消費税の額を除く。
10 円未満の端数切捨て。

このうち、要件②の会社が負担する食事代は「食事の価額－従業員等の負担金額」の算式で求めることとされています。

「食事の価額」、「従業員等の負担金額」とは消費税額を除いたものとされており、それぞれの税込額で差引してから消費税率で割り戻すことを前提にしています。

ここでいう「食事の価額」は次の金額になります。

- ① 弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額
- ② 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

3 点具体例をご紹介します

《 会社に取り寄せてもらった弁当を従業員等が自席で食べる場合 》

- ・ 食事の支給回数：1 ヶ月のうち 22 日
- ・ 食事の価額：540 円（軽 8% 税込）
- ・ 従業員等の負担額：370 円（軽 8% 税込）

$\{ 540 \text{ 円} - 370 \text{ 円} \} \times 22 \text{ 日} = 3,740 \text{ 円 (税込)}$

$3,740 \text{ 円} \times 100/108 = 3,460 \text{ 円 (税抜)}$

3,460 円 ≤ 3,500 円 よって、非課税

《 社員食堂等の飲食設備で食事を提供している場合 》

- ・ 食事の支給回数：1ヶ月のうち22日
- ・ 食事の価額：550円（10%税込）
- ・ 従業員等の負担額：376円（10%税込）

$$\{ 550 \text{円} - 376 \text{円} \} \times 22 \text{日} = 3,828 \text{円 (税込)}$$

$$3,828 \text{円} \times 100/110 = 3,480 \text{円 (税抜)}$$

3,480円 ≤ 3,500円 よって、非課税

昨年10月の軽減税率導入により、仕入時と提供時で適用税率が異なる場合は注意が必要となります。

《 飲食設備がある場所での仕入れた弁当の提供 》

- ・ 食事の支給回数：1ヶ月のうち22日
- ・ 食事の価額：540円（軽8%税込）
- ・ 従業員等の負担額：365円（10%税込）

$$\{ 540 \text{円} - 365 \text{円} \} \times 22 \text{日} = 3,850 \text{円 (税込)}$$

$$3,850 \text{円} \times 100/110 = 3,500 \text{円 (税抜)}$$

3,500円 ≤ 3,500円 よって、非課税

このときに割り戻す消費税率は、経済的利益を受けた者、すなわち従業員等に係る適用税率で割り戻します。

つまり、取り寄せた弁当代が540円（軽8%税込）、従業員等の負担額が365円（10%税込）というケースの場合、その差額175円とは、本来、経済的利益を受けた者である従業員が10%税込で負担すべきだった額ということになります。

したがって、1ヶ月22日の場合、会社負担額は3,500円（=3,850円 × 100/110）が正しい額となり、要件①を満たし、要件②の月額3,500円以下となるため、給与課税されないという判断になります。

【2】9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	7月決算法人の確定申告
	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	1月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の10月・1月・4月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の6・7月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

【3】スタッフの一言

新型コロナウイルスに加え、暑い日が続いておりますがいかがお過ごしでしょうか。最近ではリモートワークが増え、「Zoom」等のシステムを活用する場面をよく見かけるようになりました。普段は外で食事を楽しんでいましたが、この頃は「Zoom」等で顔を合わせ食事をするが増えました。自宅にいても友人と食事を楽しむことが可能となり、遠方にいて疎遠になっていた友人とも連絡を取る機会ができました。

皆さまも今しかできないことを楽しんでみるのもいかがでしょうか。

町田